

令和 7 年度第 2 回
松川町地域公共交通対策協議会 次第

日時：令和 8 年 1 月 14 日（水）9：30～

場所：松川町役場 大会議室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 協議事項

（1）令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について （資料 1）

（2）地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）の
事業評価について （資料 2）

4. その他

令和 8 年度に向けた運行改善の方向性について （資料 3）

5. 閉会

松川町地域公共交通対策協議会名簿(案)

【敬称略・順不同】

所属団体等	役 職	氏 名	備 考
松川町	町 長	北沢 秀公	会 長
松川町社会福祉協議会	会 長	水野 一昭	副会 長
伊那バス株式会社	代表取締役	藤澤 洋二	
丸茂自動車有限会社	代表取締役	片桐 実	
大島地区代表	名子区長 (区長会長)	菅沼 文弘	R7.4～
上片桐地区代表	上片桐区長	清水 祐一	
生田地区代表	部奈区長	井澤 弘幸	R7.4～
松川町商工会	会 長	細田 勉	
松川町福祉を考える会	会 長	原 節子	
国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画 専門官	山岸 康範	
長野県南信州地域振興局	局 長	岩下 秀樹	
長野県飯田建設事務所	所 長	折井 克壽	R7.4～
飯田警察署	署 長	依田 俊彦	R7.4～
南信州地域交通問題協議会	事務局	有吉 拓人	R7.4～
松川町建設水道リニア対策課	課 長	中村 昌彦	
松川町保健福祉課	課 長	塩倉 智文	
伊那バス労働組合	自動車対策部長	鈴木 正満	
松川町教育委員会	事務局長	西浦 素之	R7.4～

事務局

松川町副町長	黒澤 哲郎	幹事長
松川町まちづくり政策課長	松尾 天	事務局長
松川町まちづくり政策課企画調整係	大橋 良平	事務局員
松川町まちづくり政策課企画調整係	元木 ともみ	事務局員

令和7年度(R6.10～R7.9)
地域公共交通確保維持改善事業
事業評価について

松川町地域公共交通対策協議会事務局

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

協議会名: 松山地域公共交通対策協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

令和8年1月14日

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
伊那バス(株)	上片桐・大島通学便 役場前～伊那大島駅	子育て支援に繋がる全町的な取り組みとして、小中学生の通学定期券無料交付を実施している。利用が極端に少ない早朝時間帯において減便を実施し、効率化を図った。	A 事業は計画どおり適切に実施された。	B R7事業年度における輸送人員は、8,204人(対前年比▲71人)となり、目標値9,250人を下回る結果となった。沿線エリア(自治会単位)のR6事業年度の通学定期券利用者(期中平均)131人に対し、R7事業年度127人と想定よりも定期利用が少なかった。	通学利用に特化したダイヤの系統であり、輸送人員は児童生徒数の増減に左右される。少子化の進行を踏まえると、より一層の利用増は見込めない。一方で、朝部活の廃止等により児童生徒の登校時間が集中したことから、車内の混雑状況は悪化している。運行車面の見直し等、改善策を検討していく。
丸茂自動車(有)	チョイソコまつかわ(区域運行) 町内全域	前事業年度評価の改善点に基づき、以下の2点を計画に反映し、実施した。 (1) こども運賃の新設 → 子育て世代の利用促進を図るため、これまで年齢に関係なく1乗車一律500円としていた運賃を小中高生250円を新設した。 (2) 免許返納者への対応 → 対象者からの申請に応じ、回数券22枚/年を交付。公共交通を活用した高齢者の免許返納対策を展開した。	A 事業は計画どおり適切に実施された。	A R7事業年度における輸送人員は、7,911人(対前年比+1,698人)となり、目標値6,000人を達成した。	(1)の他、保育園行事やフリースクールへの送迎にもチョイソコの利用を促したことにより、園児や児童生徒を通じ、子育て世代にもチョイソコを認識してもらえるようになってきた。知名度が上がってきたことから、今後は実際の利用に結び付けられるよう具体的な生活シーンでの利用を提案していく。
伊那バス(株)	チョイソコまつかわ(区域運行) 町内全域	同上	A 事業は計画どおり適切に実施された。	A R7事業年度における輸送人員は、7,911人(対前年比+1,698人)となり、目標値6,000人を達成した。	同上

1. 【R7事業年度振り返り】まつかわフルーツバスの利用状況

(人)

系統名	R6事業年度 (R5.10～)実績	R7事業年度 (R6.10～)実績	対前事業年度 比	対目標値	目標・効果 達成状況
【M6】 上片桐大島通学便	8,275	8,204	▲71	▲1,046 (目標9,250)	B
【M3】 部奈線	6,514	6,413	▲101	▲557 (目標6,970)	— ※ 補助対象外
【M7】 生田線	10,301	9,915	▲386	+1,005 (目標8,910)	— ※ 補助対象外
チョイソコまつかわ	6,213	7,911	+1,698	+1,911 (目標6,000)	A
全系統(合計)	31,303	◎ 32,443	◎ 1,140	◎ 1,313	—

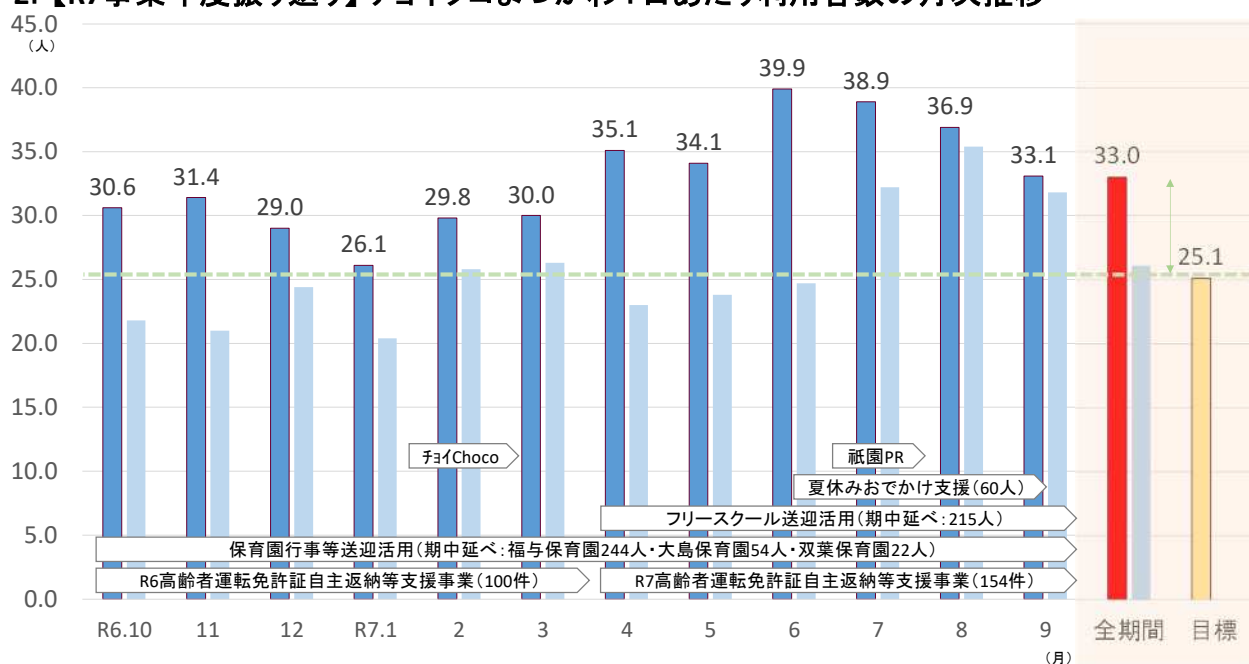
目標・効果達成状況における評価の凡例

A: 事業が計画に位置付けられた目標を概ね達成した

B: 事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった。

C: 事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった。

2. 【R7事業年度振り返り】チョイソコまつかわ1日あたり利用客数の月次推移



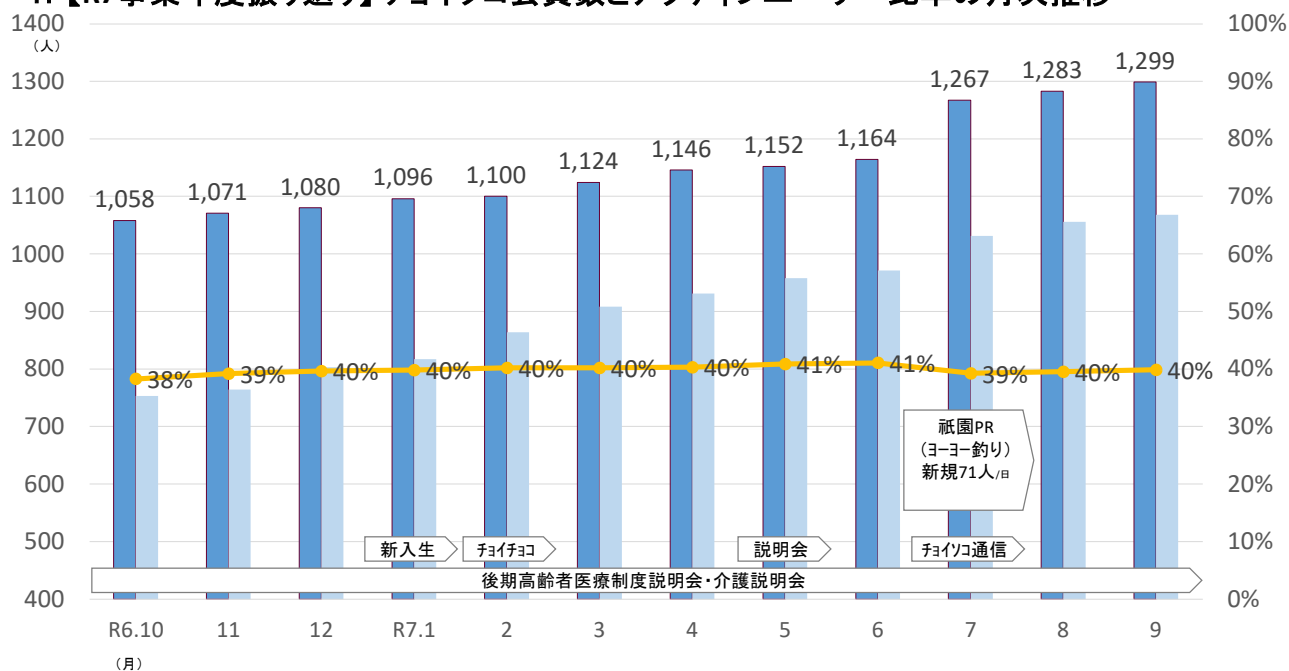
3. 【R7事業年度振り返り】チョイソコまつかわ年代別利用状況

令和5年度(運行開始1年目)

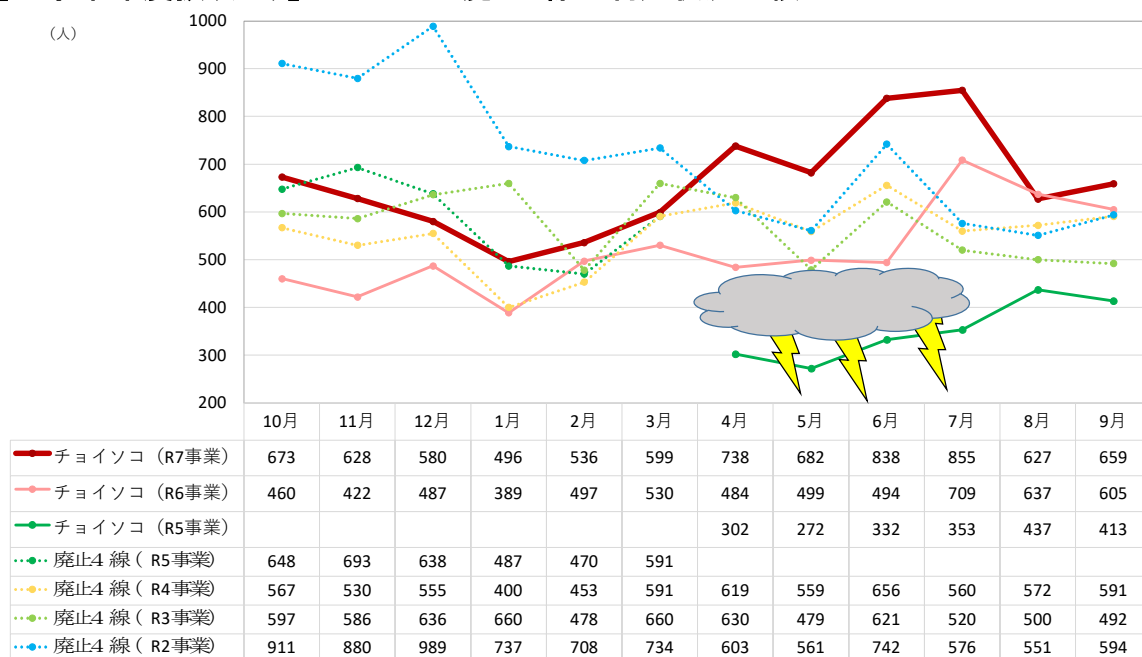
令和7事業年度(R6.10～R7.9)



4. 【R7事業年度振り返り】チョイソコ会員数とアクティブユーザー比率の月次推移



5. 【R7事業年度振り返り】チョイソコと廃止4線の利用状況比較



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和8年1月14日

協議会名：松川町地域公共交通対策協議会

評価対象事業名：バリアフリー化設備等整備事業

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
丸茂自動車有限会社	福祉タクシー導入 (スロープ付タクシー車両2台)	—	A 事業が計画に位置づけられ たとおり、適切に実施され た。	A 事業が計画に位置づけられ た目標を達成した。	事業は本年度で完了した。



令和 8 年度に向けた運行改善の方向性について

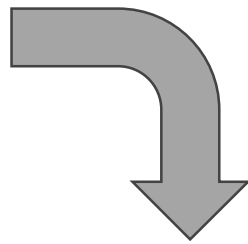
1. 基本的な方向性

第 6 次松川町総合計画～しあわせ実感まつかわ～2 年目にあたり、また町制施行 70 周年の節目を迎えることも踏まえつつ、計画の施策領域「4.移動・交通」で想定する取組「使える公共交通にするための仕組みづくり」、および施策領域「6.子育て」で想定する取組「公共交通を活用した子どもの送迎支援の検討」を推進し、一人ひとりの幸せ実感（ウェルビーイング）の向上に繋げる。

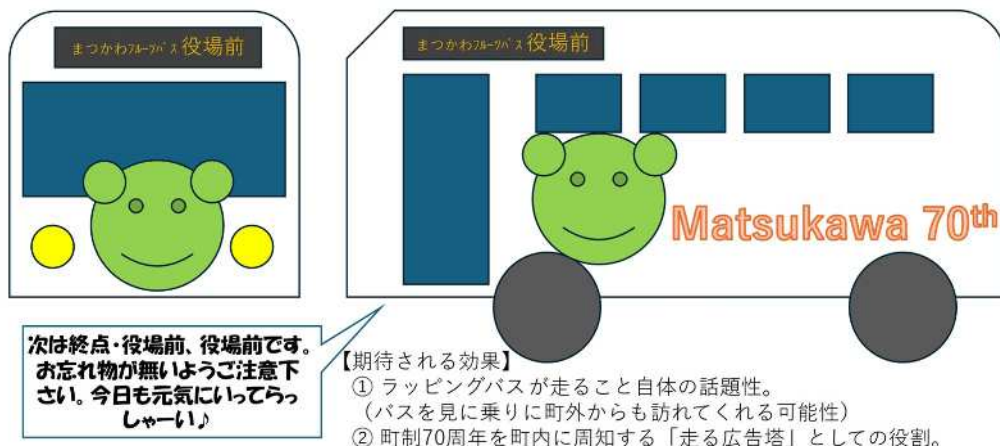
2. 具体的に検討する事項

① 松川町コミュニティバス車両の更新（老朽化著しいもの）

- ・対象車両…日野リエッセ（28 人乗り・平成 13 年導入・主に部奈線で使用）
- ・更新費用…35,000,000 円程度を想定（令和 8 年度予算要求中）

松川町コミュニティバス町制施行70周年記念アップグレードパッケージ（案）

- ・車両更新に合わせ、70th特別仕様等のラッピングを施す。
- ・車内放送は、児童生徒の通学シーンに合わせ、車内の雰囲気をも明るく演出できるものに更新。
- ・記念式典の開催に合わせ、お披露目＆出発セレモニーを行い、70周年を盛り上げる。



② チョイソコによる子どもの送迎支援に向けた実証

- ・ここまでの経過を踏まえ具体化に向けた体制を整備していく（時間延長や停留所新設）

R6.中…第6次総合計画策定過程で子育て世代の送迎負担について議論

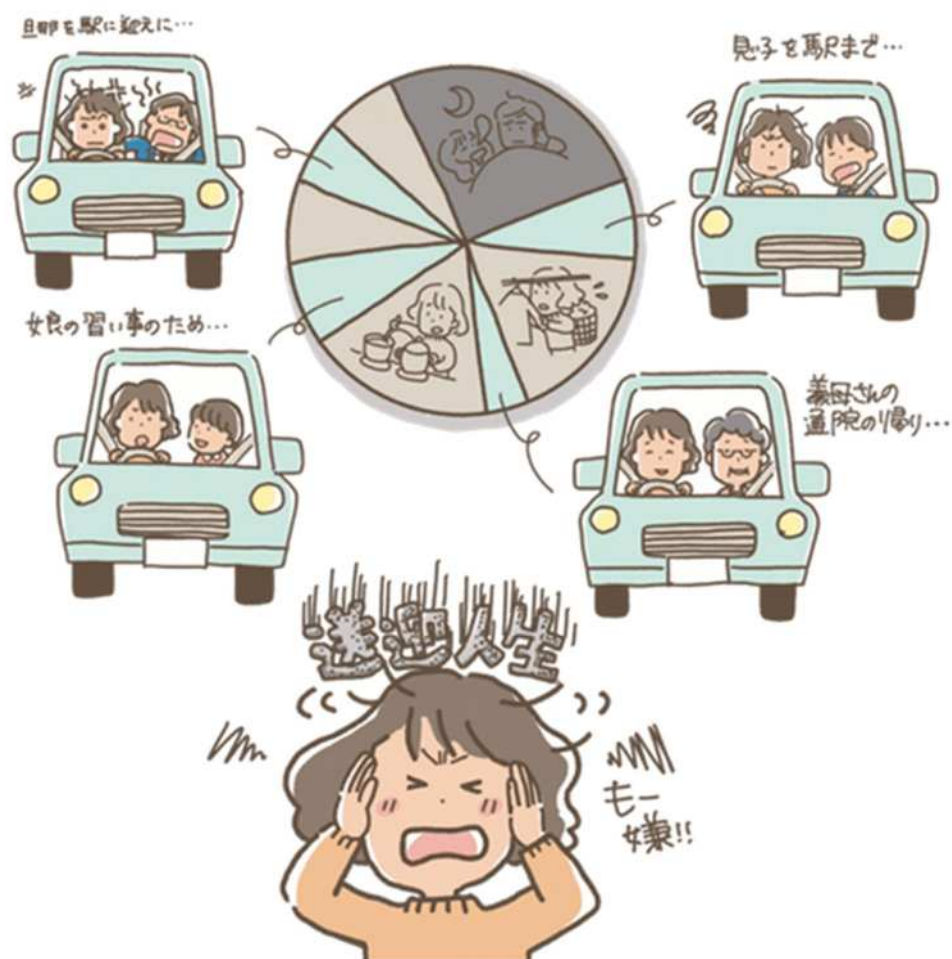
R7.2…「高校生の通学に関するアンケート」実施（伊那大島駅にて事務局が配布）

R7.3…「交通空白」解消等リデザイン全面展開プロジェクト

→ チョイソコにより空間的な空白は解消されても時間的な空白は解消不十分

R7.中…子育て世代へのチョイソコ周知や小中高生の会員獲得に注力

→ 小中高生の登録者数 200 名に到達見込み



引用：公共交通のトリセツ「送迎交通の意味と対応策を考える」土井勉・著

URL = <https://kotsutorisetsu.com/20250105-1/>（閲覧日 2025/1/9）

○松川町地域公共交通対策協議会規約

平成20年6月3日

告示第46—1号

改正 平成25年4月1日告示第35号

平成30年5月31日告示第30号

(目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため、松川町地域公共交通対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を長野県下伊那郡松川町元大島3823番地松川町役場内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通網形成計画及び生活交通確保維持改善計画(以下「網形成計画等」という。)の策定並びに変更の協議に関すること
- (2) 網形成計画等の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 網形成計画等に位置づけられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長各1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長

が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 松川町長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 町内公共的団体に属する者
- (5) 国及び県の関係機関の職員
- (6) 道路管理者、公安委員会、学識経験者
- (7) 運転者の組織する団体
- (8) その他協議会が必要と認める者

2 役員の任期は、次のとおりとする

- (1) 前項に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体等の役員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、残存期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理人の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の総意をもって決するものとする。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面決議)

第7条の2 会長が会議の目的である事項が軽易なものであると認める場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合において、会議の目的である事項につき委員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の協議会の決議があったものとみなすことができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、松川町まちづくり政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、町からの負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めて委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年6月3日から施行する。

附 則(平成25年告示第35号)

(施行期日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年告示第30号)

この規約は、平成30年6月1日から施行する。